

# 泉大津市 男女共同参画に関するアンケート調査結果（概要版）

## ●調査対象

泉大津市在住の満 18 歳以上の市民から無作為抽出

## ●調査期間

令和 7 年 4 月 22 日～令和 7 年 5 月 10 日

## ●調査方法

郵送による配布、郵送または Web による回答

## ●回収方法

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 件	708 件	35.4%

## ●比較対象としている「過去調査」「大阪府調査」「全国調査」の概要

### ■令和 2 年 泉大津市「男女共同参画に関するアンケート」

調査対象	泉大津市在住の満 20 歳以上の市民から無作為抽出
調査期間	令和 2 年 8 月 1 日～令和 2 年 8 月 14 日
調査方法	郵送による配布・回収
有効回収数（率）	456 件（30.4%）

### ■令和 6 年 大阪府「男女共同参画にかかる府民意識調査」

調査対象	大阪府内在住の満 18 歳以上の男女府民
調査期間	令和 6 年 8 月 7 日～8 月 30 日
調査方法	配布は郵送方式、回収は郵送方式及び WEB 方式（回答者による選択）
有効回収数（率）	986 件（32.9%）

### ■令和 6 年 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

調査対象	全国 18 歳以上の日本国籍を有する者
調査期間	令和 6 年 9 月 26 日～11 月 3 日
調査方法	郵送法（配布：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）
有効回収数（率）	2,673 件（53.5%）

### ■令和 5 年 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」

調査対象	全国 18 歳以上 59 歳以下（令和 5 年 11 月 30 日現在）の男女
調査期間	令和 5 年 11 月 30 日～12 月 24 日
調査方法	郵送留置訪問回収法（希望により郵送回収またはオンライン回答）
有効回収数（率）	2,950 件（59.0%）

## 調査結果のまとめ

### 1. 男女共同参画にかかわる意識の多様な側面

#### ■ 社会におけるジェンダー不平等感と意識のギャップ

「学校教育では」の項目で「平等である」との回答が 72.7%に達する一方、それ以外の分野では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性優遇”と思う人が多数を占めています。特に「政治の場では」（“男性優遇” 80.9%）、「社会全体では」（“男性優遇” 75.6%）、「職場の賃金や待遇では」（“男性優遇” 69.9%）の項目で不平等感を抱いている人が多くなっています。

また、多くの項目で、女性の方が男性よりも“男性優遇”を強く感じています。「家庭生活では」の項目では、女性の 64.0%が“男性優遇”と感じているのに対し、男性は 30.7%にとどまり、33.3ポイントもの大きな意識のギャップが存在します。男性は「平等である」という認識が 50%を超えており、性別によって見え方や感じ方が大きく異なる現状が浮き彫りになっています。

過去調査と比較すると、「法律や制度の上では」「自治会やPTA、祭りなどの地域活動では」「政治の場では」「社会全体では」の項目で“男性優遇”と感じる割合が増加しています。ジェンダーにまつわる情報に触れる機会が増えたことにより、ジェンダー問題が可視化、意識化されており、構造的な問題への気づきが市民の間で広がっていることが考えられます。

大阪府・全国調査と比較すると、「法律や制度の上では」「地域の慣習やしきたりでは」「政治の場では」といった大きな枠組みに関する項目では、大阪府・全国調査よりも「平等である」と感じる割合が高くなっています。一方、「職場の賃金や待遇では」「自治会やPTA、祭りなどの地域活動では」といった身近な項目では、大阪府・全国調査よりも“男性優遇”の割合が高く、日々の生活や職場でより不平等感を抱いている人が多いことがうかがえます。特に「自治会やPTA、祭りなどの地域活動では」の項目における“男性優遇”の割合は、大阪府調査に比べて 20.6ポイント高く、違いが際立っています。また、この不平等感は女性だけが強く感じているのではなく、男性も半数以上が“男性優遇”と感じており、その割合は大阪府調査に比べて 26.8ポイント高くなっています。これは、地域活動における男性優遇の構造が、性別を問わず共通の認識となっていることを示しています。

#### ■ ゆれるジェンダー平等意識

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた“反対”と回答した人が 67.2%となっており、固定的な性別役割分担意識は薄れつつあります。しかし、その一方で「妻子を養うのは男性の責任である」という考え方には 58.1%が“賛成”（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）と回答しており、経済的な責任は男性が負うべきという伝統的な価値観も根強く残っていることが示唆されます。

ジェンダー平等に関連する項目では、「希望する夫婦は別々の姓を名乗っても構わない」（“賛成” 60.5%）、「同性同士の結婚を認めてよい」（“賛成” 55.7%）と、新たな家族観やパートナーシップのあり方に対して肯定的な意見が過半数を占めています。ただし同性婚については、女性は“賛成”が 64.5%にのぼるのに対し、男性は 43.9%と約 20ポイント差があり、男女で意識の差が大きくなっています。また、夫婦別姓、同性婚に対する抵抗感が高齢層に強い傾向があり、年代によっての意識の違いもみられます。

過去調査と比較すると、「男性は仕事、女性は家庭」「女性は結婚したら、自分自身のことより夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活したほうがよい」「妻子を養うのは男性の責任である」といった固定的な性別役割分担意識に対する“反対”の割合は増加しています。また、「希望する夫婦は別々の姓を名乗っても構わない」という項目への“賛成”は増加傾向にあり、個人の生き方や家族のあり方が着実に多様化・柔軟化していることが考えられます。

大阪府調査と比較すると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、男性で“賛成”と回答した割合が大阪府調査に比べて高くなっています。女性の回答割合には大きな違いがみられない一方で、男性の意識に差があることがうかがえます。また、「希望する夫婦は別々の姓を名乗っても構わない」に対しての“賛成”の割合は男女ともに大阪府調査よりも低く、府内の他地域と比較して、古くからの考え方や価値観を持つ人の割合が高い可能性が考えられます。

## 2. 性別役割分担の意識と実態

### ■ 意識と実態の大きな乖離

家庭における役割分担について、すべての項目で、理想としては「両方同じくらいするのがよい」と回答している人が最も多いものの、理想と現実のギャップがみられます。「生活費をかせぐ」以外のすべての項目で、現実には“女性がしている”（「主に女性がしている」「どちらかといえば女性がしている」の合計）の割合が「両方同じくらいしている」を超えており、家庭における役割が女性に偏っている現状がみられます。家事・育児の負担が女性に偏っていることは、女性が職業を持つうえでの大きな課題となり、正社員としての就労を希望していてもパート等を選択する女性が多いことにつながっていると考えられます。

## 3. 女性と仕事について

### ■ 働き続けることへの障壁

現在雇用されて働く人のうち、「管理職への登用」については 37.4%が、「昇進・昇格」については 28.8%が「男性の方が優遇されている」と感じており、女性のキャリア形成において依然として見えない壁が存在することがうかがえます。一方で、「仕事の内容」に関しては、20 歳代以下の男性では 36.4%が、30 歳代の男性では 27.8%が「女性の方が優遇されている」と感じており、若年男性に女性優遇感が強いことがうかがえます。「育児・介護休暇など休暇の取得のしやすさ」に関しても「女性の方が優遇されている」が 27.3%と女性優遇の認識が強く表れていますが、これは育児・介護が女性の役割と認識されていることの裏返しともとれます。

過去調査と比較すると、「募集・採用」「賃金」「研修の機会や内容」「働き続けやすい環境」といった項目で「平等である」の割合が増加し、「男性の方が優遇されている」との認識は減少しています。

また、仕事を辞めずに働き続けるために必要なこととして、男女ともに「妊娠・出産・子育て・介護に理解のある職場環境」が最も多く、次いで女性では「配偶者などの家族の理解や家事、育児などへの参加」、男性では「保育所・学童保育などの子育てサービスの充実」が多くなっています。職場環境の整備に加えて、女性は家庭内での協力体制の構築を重視し、男性は子どもを預けられるサービスの充実を重視している傾向がみられます。

## 4. 暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

### ■ 暴力に対する認識の違い

「なにを言っても無視し続ける」「友達や身内とのメールや電話のチェックや、付き合いを制限する」といった項目について、20歳代以下で「暴力にあたらぬ」とする割合が1割を超えています。また、「本人の許可なく性的な写真や動画をSNSなどに投稿する」について、男性20歳代以下で「暴力にあたらぬ」とする割合が1割を超えており、若年層においてこれらの行為を容認する傾向がみられます。

大阪府・全国調査と比較すると、「どんな場合でも暴力（DV）にあたる」と回答した割合が全体的に低い傾向にあります。この傾向は、特に女性でより顕著にみられます。女性が保守的な価値観を内面化していることにより、パートナーからの支配や精神的な圧力を暴力（DV）と判断することへの心理的なハードルが高くなっている可能性が考えられます。

また、特に「殴るふりをして、おどす」「なにを言っても無視し続ける（全国調査の項目は『何を言っても長時間無視し続ける』）」「自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する（全国調査の項目は『家計に必要な生活費を渡さない』）」「友達や身内とのメールや電話のチェックや、つきあいを制限する（全国調査の項目は『交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する』『家族や友人との関わりを持たせない』）」などの精神的・経済的な暴力にあたる行為で、「どんな場合でも暴力（DV）にあたる」の割合が低い傾向が顕著です。地域によって暴力に対する認識の違いがあることがうかがえ、身体的なものに限らない多様な暴力の形態についての理解や啓発を推進することが重要と考えられます。

### ■ 深刻な被害実態と相談への壁

配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は27.1%にのぼり、特に女性では32.5%と、3人に1人が被害経験を持っているという実態が示唆されました。

さらに、被害経験者のうち66.1%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、多くの被害者が相談に至っていない実態が明らかになりました。特に男性の被害経験者は82.3%が誰にも相談しておらず、男性が相談しにくい社会的な風潮や、相談窓口が主に女性を対象としているというイメージが背景にある可能性も考えられます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力に関する相談窓口として「警察」の認知度は70.5%と比較的高いものの、その他の専門機関の認知度は5割を下回っており、相談したくても相談できない人が生じないように、誰もが安心して相談できる体制の構築と、多様な相談窓口の周知徹底が一層求められます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法の“認知度”（「内容も知っている」「言葉を見聞きしたことがある」の合計）は過去調査から引き続き8割を超えていますが、その内訳として「内容も知っている」と回答した人の割合は大きく減少し、「言葉を見聞きしたことがある」という回答が増加しています。これは、DVという言葉自体は社会に広く浸透しているものの、DV防止法が持つ具体的な効力や保護の内容についての理解が追いついていないことを示唆していると考えられます。相談体制の構築・周知に加えて、DV被害者がどのような法的保護を受けられるのかといった具体的な支援内容を伝えていくことも重要です。